

要 望

国立天文台
2011年11月18日

国立天文台として従来から意見を述べてきたように、短波帯無線業務に PLC による妨害波が有害な干渉 (harmful interference) を生じない技術基準を策定することが最も重要な点です。そこで、下記の要望を提出しますので、ご回答のほどをよろしく願います。

1. 資料 5-12 に関連して

長部氏および PLC-J 殿に要請した、それぞれが提案された許容値案が短波帯無線通信に影響を与えない (任意の屋内-屋外電力網に接続した PLC により生ずる妨害波がこれらの無線通信業務の保護閾値を越えない) ことを具体的に証明する資料を次回会合にご提出いただきたい。

2. 第 5 回作業班議事要旨に関連して

(ア)住友電工の弘津氏より、「PLC-J の意見としては、電界強度を $48.6\text{dB}\mu\text{V/m}$ とし、無線との障害が発生する周波数については、 30dB 以上のノッチを入れることにより共存できると考えている。」とのご意見がありました。そこで要望ですが、PLC-J 殿として、無線通信業務との障害が発生する周波数帯域をその技術的理由と共に次回会合で資料としてご提示いただきたい。

(イ)長部氏から、「ここに書いてある以外に、各国がタイプ 2 を支持していないもっと重要なポイントがある。」とのご発言がありました。本作業班における許容値の技術的検討にとって有用な情報である可能性があるため、その重要なポイントが分かる根拠文書 (オリジナルな情報を含む文書) を次回会合で開示してください。

(ウ)雨宮氏から、「日本が提案したタイプ 2 の PLT の出発点は、CISPR22 の通信ポートの許容値と同じである。通信ポートの許容値を出発点とし、必要ならば保護すべきところにノッチ等を入れてもらうことにしている。」とありますが、その事実——特にノッチ挿入提案——が分かる根拠文書 (オリジナルな情報を含む文書) を次回会合で開示してください。また同氏から、「日本が提案したタイプ 2 の許容値と測定法は、CISPR22

の通信ポートの許容値と全く同じ」との発言がありましたが、CISPR22の通信ポートの許容値であれば短波帯無線通信に影響を与えない（任意の屋内・屋外電力網に接続した PLC により生ずる妨害波がこれらの無線通信業務の保護閾値を越えない）ことを具体的に証明し、次回会合に資料をご提出いただきたい。

以 上